

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る ご面会制限に関するお願い

新型コロナウイルス感染症については、5/25付で全国非常事態宣言が解除され、社会経済活動の段階的な再開に向けた指針が政府から示されました。

しかしながら、新型コロナは未だ治療方法が確立しておらず、特に高齢者や基礎疾患を有する方については重症化することが分かっております。私共の施設では、今後、人の移動が活発化することによる感染第2波のリスク、そして無自覚無症状の方からの感染リスクについて配慮し、引き続き面会制限へのご協力をお願いしております。

なお、お看取り等の場合であって、一定の条件を満たす場合は例外的に面会対応を検討しますのでご相談ください。また、LINEのビデオ通話によるオンライン面会が可能となりましたのでご要望の際はご相談ください。

厚生労働省からの対応の方向性の趣旨を踏まえ、ご利用者、ご家族の皆様にはぜひご理解をいただきますよう、何卒ご配慮の程、宜しくお願い申し上げます。

厚生労働省から示されている面会時の対応

「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る。)における感染拡大防止のための留意点について」(令和2年4月7日介護保険最新情報vol.808 厚生労働省結核感染症課ほか)

1 面会については、感染経路の遮断という観点から、**緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。**テレビ電話等の活用を行うこと等の工夫をすることも検討すること。面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。

特別養護老人ホーム西之島の郷 施設長

